### 第14回 宇陀市子ども・子育て会議資料

### 宇陀市

- (1) 計画策定の背景と趣旨について
- (2) 計画策定スケジュールについて
- (3) 今年度の実施状況について
  - ・『子育て支援に関する』ニーズ調査結果報告について
  - ・『子ども子育て』ワークショップ主な意見について
  - ・ブレーンストーミング(庁内会議)の検討内容について
- (4) 第2期計画の基本的な考え方について
  - ・基本理念(めざす姿)
  - ・基本的な視点(計画策定で大切にしたいこと)
  - ・重点施策の設定と施策体系
  - ・教育・保育の「量の見込み」

### ○宇陀市子ども・子育て会議条例

平成25年6月25日

条例第13号

改正 平成27年6月25日条例第18号

(設置)

- 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項 の規定に基づき、宇陀市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。 (組織)
- 第2条 子ども・子育て会議の委員は、20人以内をもって組織し、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、市長が委嘱又は任命する。 (委員の任期)
- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。 (会長及び副会長)
- 第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じ子ども・子育て会議に、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。 (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

### 第二期子ども・子育て支援事業計画の策定について

### 1 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援新制度において、市町村は5年ごとに策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、給付・事業を行うこととされていることから、平成26年度に「宇陀市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間27~31年度)を策定しています。

また、事業計画に記載した教育・保育の量の見込みと実績値の間に一部乖離が生じたことから、 中間年にあたる平成29年度において事業計画の見直しを図りました。

### 2 第二期子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、国が基本的な指針を定めることとされていることから、指針に基づきニーズ調査を行い、その調査結果を7月26日に開催した第1回宇陀市子ども・子育て会議に報告しています。また、その調査結果に基づき、ニーズ量の推計を行い、子ども・子育て会議で意見を聴きながら次期事業計画を策定します。

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
第1期計画										
			中間見直し							
77 0 HD = 1					** #BBB					
第2期計画					策定期間			中間見直し		

### 3 根拠法令

### (1)子ども・子育て支援法第60条第1項

内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保 その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」 という。)を定めるものとする。

### (2)子ども・子育て支援法第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

### (3)子ども・子育て支援法第61条第7項

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

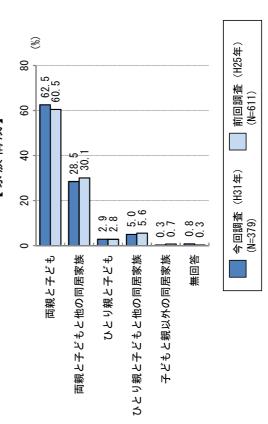
### 1]調査の実施状況

調査方法	幼稚園・保育所・こども園を 通しての配布・回収 (一部郵送配布・回収)
調査期間	平成31年4月3日 ~ 平成31年4月26日
回収率	%8'09
回収数	Y 6/2
配布数	629 A
調査対象	市内在住 未就学(0~5歳児) のお子さんがいるご家庭

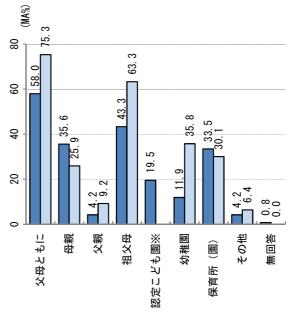
### [2] 子育てをめぐる環境

います。子育てに日常的にかかわっている人や施設は、「父母ともに」が 58.0%と最も多く、次いで、「祖父母」が 家族構成は、「両親と子ども」が 62.5%と最も多く、次いで、「両親と子どもと他の同居家族」が 28.5%となっ 「母親」が 35.6%、「保育所(園)」が 33.5%となっています。 43.3%、

【家族構成】



### 【子育てに日常的に関わっている人や施設】

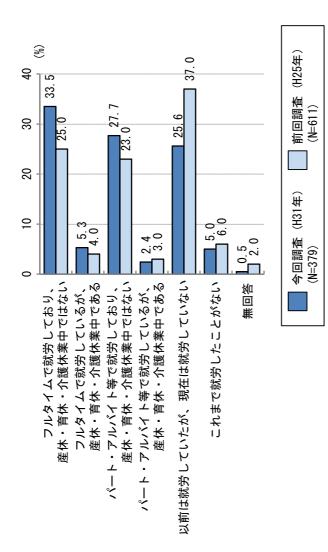




### [3] 母親の就労状況

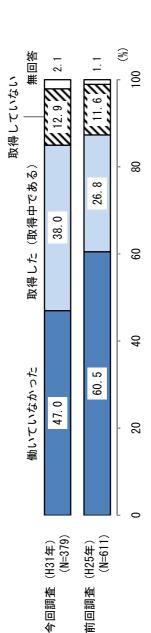
### く就業率の向上>

「フルタイムで働いている」が計 38.8%、「パート・アルバイトなどで働いている」が計 30.1%となっており、就労している母親(休業中を含む)の合計は約7割(68.9%)となっています。



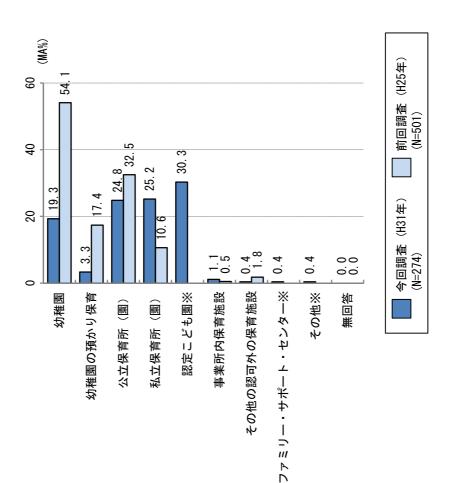
### [4] 母親の育児休業の取得状況

**〈育児休業の取得率の向上がうかがえます〉** 母親の育児休業の取得状況は、「**取得した(取 得中である)」が 38.0%**となっており、前回 調査に比べて、11.2 ポイント増加しています。



## [5] 定期的な教育・保育事業の利用状況

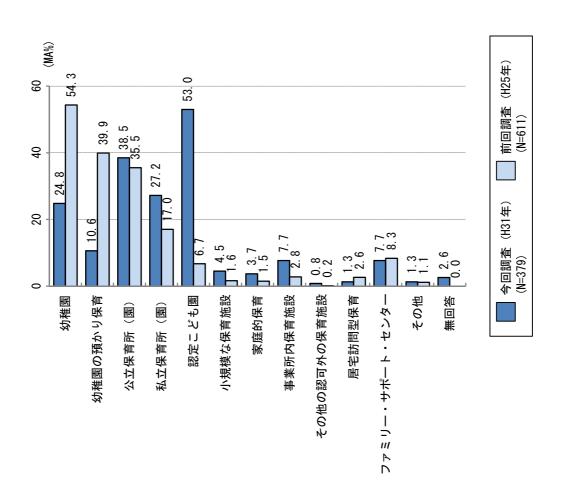
く認定こども国の利用増がうかがえます〉 平日に定期的に利用している幼稚園や保育所などの事業やサービスは、「認定こども園」が30.3%、「私立保育所(園)」が25.2%、「公立保育所(園)」が24.8%、「幼稚園」が19.3%となっています。前回調査に比べて、「認定こども園」と「私立保育所(園)」が大きく増加したのに対し、「幼稚園」が34.8ポイントと大きく減少し、公立保育所(園)」も7.7ポイント為少しています。



※「認定こども園」「ファミリー・サポート・センター」「その他」は、前回調査では選択肢なし

## [6] 定期的な教育・保育事業の利用希望

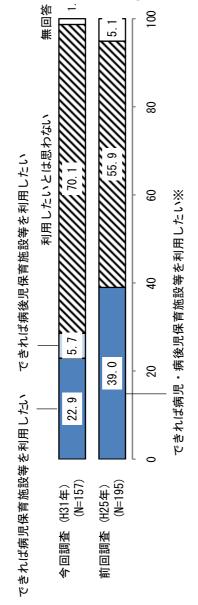
く認定こども園の利用希望の増加がうかがえます〉 今後、平日に定期的に利用したい施設やサービス は、「認定こども園」が53.0%と最も多く、次いで、 「公立保育所(園)」が38.5%、「私立保育所(園)」が27.2%、「幼稚園」が24.8%となっています。 前回調査に比べて、「認定こども園」が46.3 ポイント大きく増加し、「幼稚園」が29.5 ポイント、 「幼稚園の預かり保育」が29.3 ポイント減少しています。



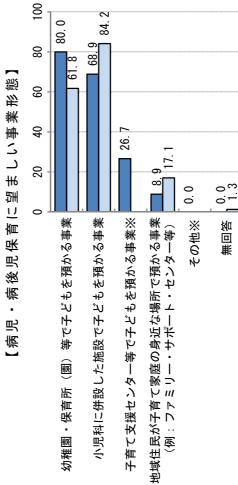
### 7] 病児・病後児保育施設等の利用希望

子どもの病気やケガで「父親が休んだ」または「母親が休んだ」とお答えの方で、「できれば病児保育施設等を利用したい」は22.9%、「病後児保育施設等を利用したい」は5.7%となっています。

その際、望ましいと思う事業形態は、「幼稚園・保育所(園)等で子どもを預かる事業」が80.0%と最も多く、次いで、「小児科に併設した施設で子どもを預かる事業」が68.9%となっています。



8

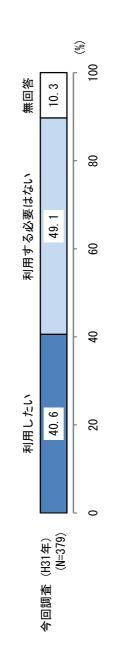


前回調査 (H25年) (N=76)

今回調査 (H31年) (N=45)

### [8] 不定期な事業利用の希望

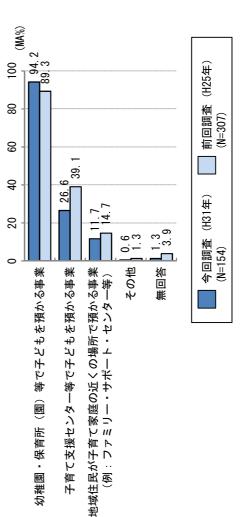
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で事業を「利用したい」は40.6%で、その目的は、「私用(買物、子ども(兄弟姉妹等を含む)や親の習い事等)、リフレッシュ目的」が72.7%と最も多くなっています。 また、その際、望ましいと思う事業形態は、「幼稚園・保育所(園)等で子どもを預かる事業」が94.2%と最も多くなっています。



【利用目的】

### (MA%) 72.7 8 59.7 9 39.0 8 20 8.4 1.9 その街 私用(買物、子ども(兄弟姉妹等を含む)や 親の習い事等)、リフレッシュ目的 無回答 冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を 含む)や親の通院等 不定期の就労 (N=154)

【望ましい事業形態】

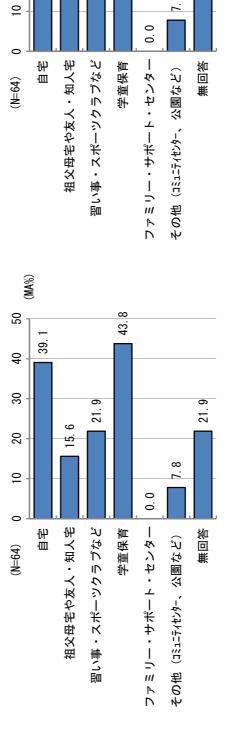


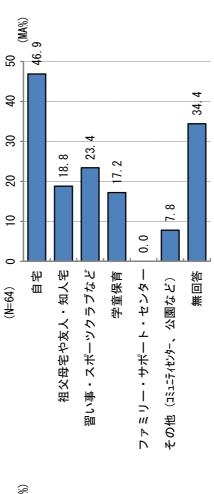
### [9] 小学校就学後の放課後の過ごし方

魤 に放課後を過ごさせたい場所は**、「自宅**」が 46.9%と最も多く、次いで、**「習い事・スポーツクラブなど**」が 23.4% **童保育**」が 43.8%と最も多く、次いで、「**自宅**」が 39.1%となっています。小学校就学後、高学年(4~6年生)時 5歳以上のお子さんの保護者の方が、小学校就学後、低学年(1~3年生)時に放課後を過ごさせたい場所は、 となっています。

時に放課後を過ごさせたい場所】 (1~3年生) 【低学年

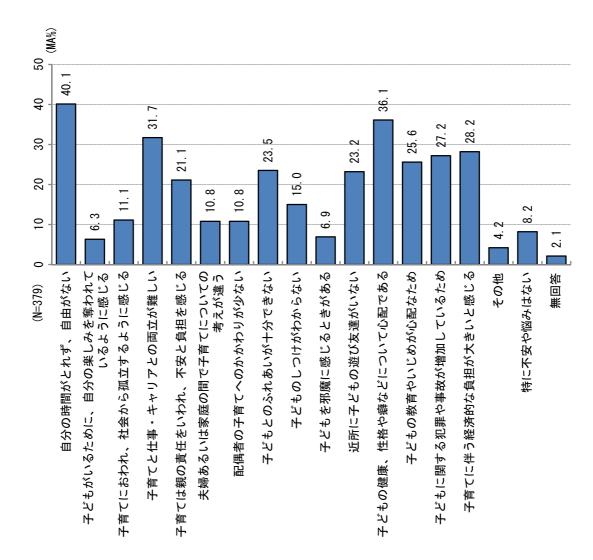
時に放課後を過ごさせたい場所】 【高学年(4~6年生)





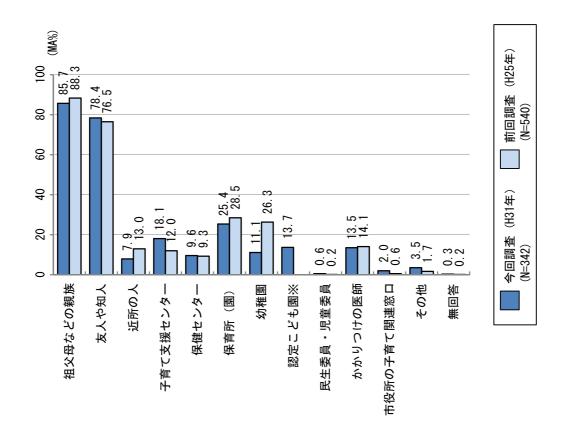
## 10〕子育てに関する不安や負担、悩みなど

子育てをする上での不安や負担、悩みなどは、「自 分の時間がとれず、自由がない」が 40.1%と最も 多く、次いで、「子どもの健康、性格や癖などにつ いて心配である」が 36.1%、「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」が 31.7%となっています。



## [11] 子育てについての相談相手(相談先)

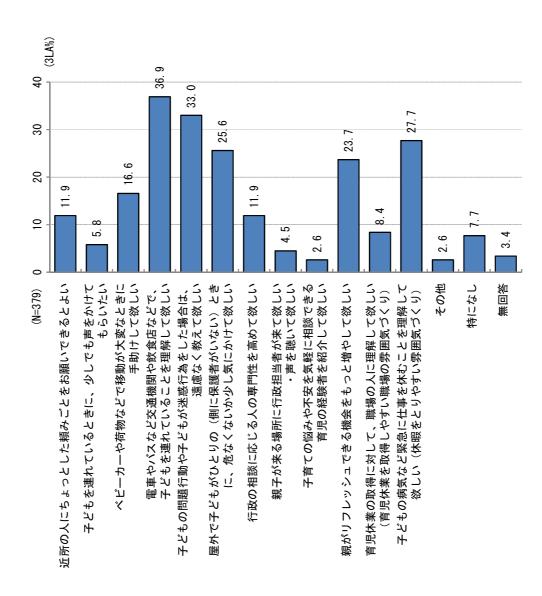
子育てについての相談相手(相談先)は、「祖父母などの親族」が85.7%と最も多く、次いで、「友人や知人」が78.4%となっています。前回調査に比べて、「認定こども園」が13.7ポイント増加し、「幼稚園」が15.2ポイント減少しています。



※「気軽に相談できるところがある」方のみの回答
※「認定こども園」は、前回調査では選択肢なし

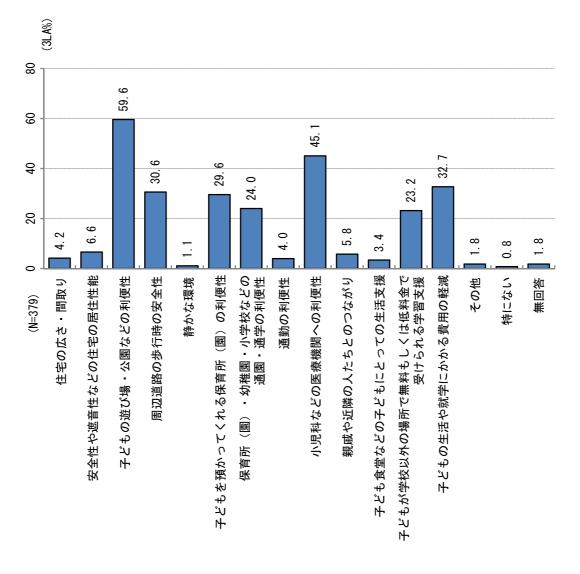
### [12] 子育てをする上でほしいサポート

子育てをする上で、周囲の身近な人、行政担当者などからほしいサポートは、「電車やバスなど交通機関や飲食店などで、子どもを連れていることを理解して欲しい」が36.9%と最も多く、次いで、「子どもの問題行動や子どもが迷惑行為をした場合は、遠慮なく教えて欲しい」が33.0%となっています。



## [13] 子育て支援に有効な施設やサービス

子育て支援に有効な施設やサービスは、「**子どもの遊び場・公園などの利便性**」が 59.6%と最も多く、次いで、「**小児科などの医療機関への利便性**」が 45.1%となっています。



### 宇陀市 『子ども・子育て』に関するワークショップ

■日時: 令和元年7月16(火) 午前10:00~12:00

■場所:宇陀市役所4階大会議室

■目的:子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、子ども・子育てに関する意識

と実態を探り、

子育て施策や取り組みを図っていくための基礎資料とする。

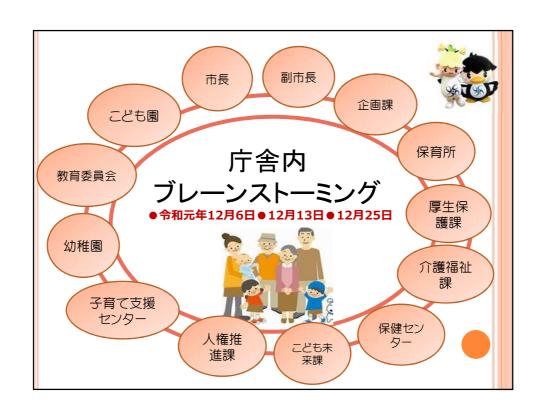
■出席者:ワークショップ参加者12名、ファシリテーター3名 その他(市職員4名、コンサルタント2名)

### ■タイムテーブル

10:00~10:15 (15分)	○開会 ○説明	<ul><li>あいさつ</li><li>進行説明</li></ul>
10:15~10:35 (20分)	〇ワーク	テーマI:育児と仕事の両立について
10:35~10:55 (20分)		テーマⅡ:地域でのサポート体制について
10:55~11:15 (20分)		テーマⅢ:子どもの貧困対策について
11:15~11:45 (30分)	〇発表	ABC各グループの代表者による発表







妊娠~出産~育児の切れ目のない支援 妊婦 乳幼児健診 育児教室 交流 家庭教育・しつけ・食育・読書環境 不登校・ひきこもり・いじめ対策 居場所づくり・放課後の過ごし方 先進的な教育・保育・受験・AI教育

交通安全・犯罪防止・見守り体制の整備

### 宇陀市の子育て支援の 現状と課題

子育ての不安や負担感の軽減 切れ目のない支援・子育て情報の発信 相談支援の拠点づくり(複合施設) 保育環境の整備(保育士不足・延長保育 病後児保育・一時保育・預かり保育) 駅に近い場所の支援施設・交流の促進 人口の減少を防ぐ・魅力ある取り組み

虐待防止対策 相談支援の拠点 子どもの権利・人権の尊重 いじめ対策・いのちの教育 居場所づくり

働く親の増加・就労支援 ワーク・ライフ・バランス・少子化 地域や家族の理解と協力 病児·病後児保育 人口の減少を防ぐ

> ひとり親の支援・貧困対策 こども食堂・学習支援 居場所づくり・就労支援

発達障害児への支援の充実 発達支援事業・放課後デイ・療育 切れ目のない支援 相談できる場所・交流

### 子どもが心身共に健やかに 成長するための支援

妊娠~出産~育児の切れ目のない支援 妊婦-乳幼児健診・育児教室・交流・家庭教育・しつけ 食育・読書環境・先進的な教育・保育・受験・AI教育 不登校・ひきこもり・いじめ対策・居場所づくり・放課後の過ごし方

子どもの 安全確保

交通安全・犯罪防止 見守り体制の整備

### 子どもの人権尊重と 権利意識の推進

虐待防止対策・相談支援の拠点 子どもの権利・人権の尊重・いじめ対策・いのちの教育・居場所づくり

### 999999

子育て支援の 重点施策

### 子育てと仕事の両立

働く観の増加・就労支援 ワーク・ライフ・パランス・少子化 地域や家族の理解と協力 病児・病後児保育 人口の減少を防ぐ

### 子育てを支援する 生活環境づくり

子育ての不安や負担感の軽減 切れ目のない支援・子育て情報の発信 相談支援の拠点づくり(補合施設) 供育環境の整備(保育士不足・延長保育 環境児保育・一時保育・預か(保育) 駅に近い場所の支援施設・交流の促進 人口の減少を防ぐ・魅力ある取り組み

### 障害のある子ども への支援

発達障害児への支援の充実 発達支援事業・放課後デイ・療育 切れ目のない支援・相談できる場所・交流

### 子どもの 貧困対策

ひとり親の支援・貧困対策 こども食堂・学習支援 居場所づくり・就労支援

### 計画策定で大切にしたいこと

<基本的な視点>

- ●子どもの視点に立った子育て支援を推進します。
- ●次代を担う子どもを応援します。
- ●すべての子育て家庭を支援します。
- ●地域社会全体での子育て支援を推進します。
- ●仕事と生活の調和の実現を推進します。
- ●包括的な子育て支援の枠組みをつくります。

### 第二期計画基本理念(案)

(めざす姿の案)

緑豊かな中でゆったり子育てみんなで子育て のびのび子育ちできるまち宇陀市

子どもの健やかな育ちを支え、安心して子育てできるまち 宇陀市

地域のきずなが育てる子どもの笑顔 ~宇陀市の豊かな自然がはぐくむ感性~

子どもの未来が輝くまち 宇陀市 ~育てよう 未来に向かってはばたく力を~

豊かな自然と文化が共存する子育てしやすいまち宇陀市

産みたい 育てたい 見守り隊! みんなで守ろう うだファミリー

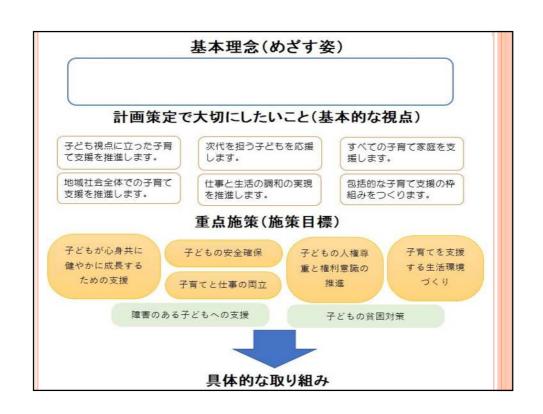
みんなで守る子どもたち うきうきハッピー うだファミリー

育てよう!豊かな自然と地域のアイ(愛·eye)でキラキラ輝く子どもたち

育てよう! みんな(たくさん)のアイ(愛・eye)で キラキラ輝く子どもたち

豊かな自然に包まれ、すべての子どもに笑顔咲かせる 魅力あふれるまち 宇陀市





### 1. 基本理念 (めざす姿)

### 2. 基本的な視点(計画策定で大切にしたいこと)

### (1) 子どもの視点に立った子育て支援を推進します

すべての子どもが、生まれてきたことを喜ばれ、かけがえのない存在として尊重されるよう、子ど も・青少年の視点に立った子育て支援を推進していきます。

### (2) 次代を担う子どもを応援します

すべての子ども・青少年が人とのかかわりの中で、豊かな人間性が形成され、自立した次代の親になっていくための、長期的な視野に立った健全育成への取組や環境づくりを推進していきます。

### (3)全ての子育て家庭を支援します

すべての親が子育てに責任と喜びを感じ、子どもとの生活に安らぎや夢をもち続けられるよう、すべての子どもと家庭の子育て力を高めるための支援を推進していきます。

### (4)地域社会全体での支援を推進します

多様な人々の協力と、助け合いにより生まれる自主的な活動の中で、子育ての楽しさや大変さが分か ち合えるよう、地域・家庭・企業・行政等が連携し、地域社会全体での支援を推進していきます。

### (5) 仕事と生活の調和の充実を推進します

市民一人ひとりが家庭や地域生活などにおいても、仕事と生活の調和のとれた生き方が選択できる社会の実現の視点に立った支援を推進していきます。

### (6) 包括的な子育て支援の枠組みをつくります

就労と子どもの育成の両立を切れ目なく成長段階に合わせ、一貫してカバーできる子どもの健やかな 育成の基盤となる地域の取り組みなど、すべての市民が安心して出産・子育てができる社会の実現、と いう視点に立った支援を推進していきます。

### 3. 重点施策の設定と施策体系

基本理念、基本的な視点に基づき、次のような7つの重点施策を推進します。

### (1) 子どもが心身共に健やかに成長するための支援

子どもと親の心と体の健康を守るため、基本的な生活習慣を身につけ運動に親しむための取組みを推進します。また、子どもたちの自尊感情と学ぶ意欲を高め、夢や希望を持って心豊かにたくましく生きる力を育てる環境を整えるとともに、大切な命を次代に受け継ぐ意義を学ぶ環境づくりを推進します。

### (2) 子どもの安全確保

交通事故や子どもたちを狙った犯罪の増加等、子どもの生活環境は厳しさを増しています。このような被害から子どもを守るため、警察、関係期間、団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教室の実施など総合的な防止対策を進めるとともに、子どもたちが安全に育つまちづくりを推進します。

### (3)子どもの人権尊重と権利意識の推進

すべての人々が人権感覚を身に着け、自ら考え、積極的に行動できるような社会の実現を目指して、 地域社会における人権教育の推進と学習機会の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなどの未然防止 と早期発見・早期対応、保護からの自立に至るまでの、相談・支援体制の機能を強化します。

### (4)子育てを支援する生活環境づくり

すべての子育て家庭が、安心して妊娠・出産を迎え、ゆとりを持ち楽しく子育てできるよう、切れ目のない支援の仕組みづくりに取り組んでいきます。また、社会環境の変化や価値観の多様化に伴う家庭の生活実態やニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の立場に立った幅広い子育て支援や保育サービスの充実を推進します。

### (5) 障害のある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関等と 連携を強化し、ライフステージを通じて一貫して支援する総合的な取り組みの充実を図ります。

### (6) 子どもの貧困対策・ひとり親家庭への支援

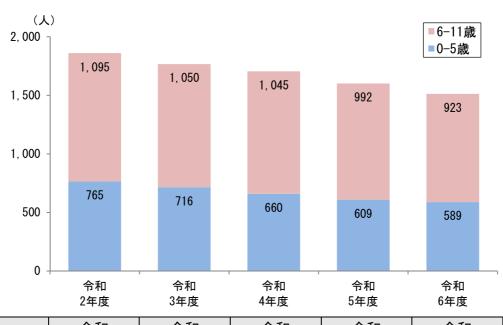
子どもの貧困世帯・ひとり親家庭などに対し、就労支援や経済的負担の軽減などの生活支援に取り組むとともに、ひとり親世帯や貧困世帯が孤立することがないよう、地域の団体等と連携し、地域で支える体制の強化を図っていきます。

### (7) 子育てと仕事の両立(ワーク・ライフ・バランス)の支援

働きながら子育てをしている保護者が、生活の質をより高めるには、多様な保育サービスの充実を図るとともに、男女が共同して子育てをする意識を高め、バランスよく子育てと仕事を行うことができる環境をつくることが大切です。「仕事と生活の調和」を実現することが出来る社会を目指し、国や県とともに市民意識の醸成および支援体制の充実に取り組んでいきます。

### (1) 宇陀市全域

### ■ 計画期間における児童数の推移

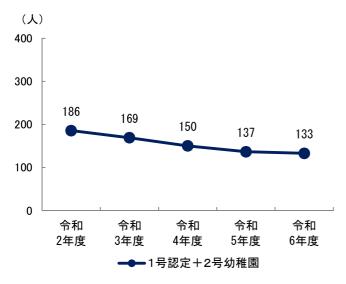


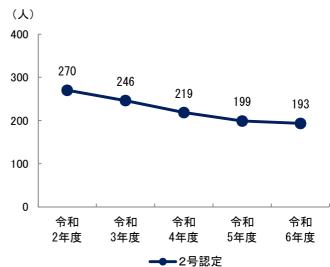
(単位:人)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
O歳	98	94	91	84	81
1歳	108	103	98	95	89
2歳	108	108	105	99	96
3歳	136	109	111	105	100
4歳	158	141	112	113	108
5歳	157	161	143	113	115
0-5歳計	765	716	660	609	589
6歳	178	160	165	145	115
7歳	159	175	157	161	144
8歳	187	159	178	157	163
9歳	194	187	160	179	160
10 歳	175	195	189	161	179
11歳	202	174	196	189	162
6-11 歳計	1,095	1,050	1,045	992	923
合計	1,860	1,766	1,705	1,601	1,512

※コーホート変化率法による推計値

### ■ 特定教育・保育施設の見込み量

### ①教育(1号認定+2号幼稚園 3~5歳) ②保育(2号認定 3~5歳)

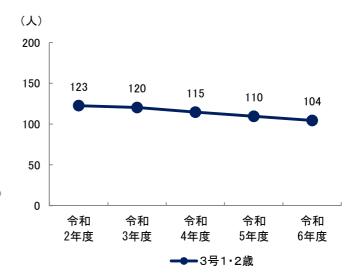




### ③保育(3号0歳)

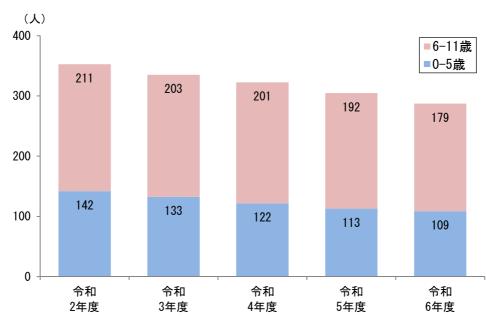
### (人) 200 150 100 50 22 21 20 19 18 0 令和 令和 令和 令和 令和 2年度 3年度 4年度 5年度 6年度 3号0歳

### ③保育(3号1・2歳)



### (2)大宇陀圏域

### ■計画期間における児童数の推移

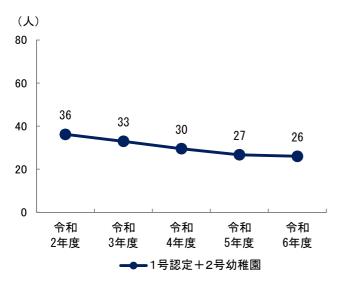


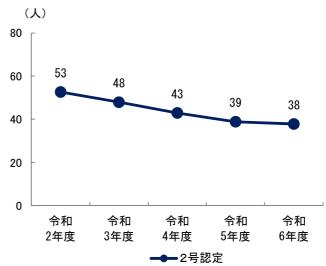
(単位:人)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
O歳	15	15	14	13	13
1歳	19	18	17	17	16
2歳	19	19	19	18	17
3歳	29	23	24	23	22
4歳	27	24	19	19	18
5歳	32	33	29	23	23
0-5歳計	142	133	122	113	109
6歳	29	26	27	24	19
7歳	31	34	30	31	28
8歳	38	33	36	32	33
9歳	40	39	33	37	33
10 歳	33	37	36	31	34
11歳	40	34	38	37	32
6-11 歳計	211	203	201	192	179
合計	353	335	323	305	287

<sup>※</sup>コーホート変化率法による推計値

### ■ 特定教育・保育施設の見込み量

### ①教育(1号認定+2号幼稚園 3~5歳)②保育(2号認定 3~5歳)

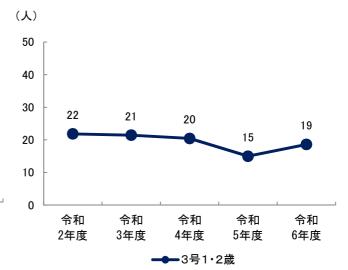




### ③保育(3号0歳)

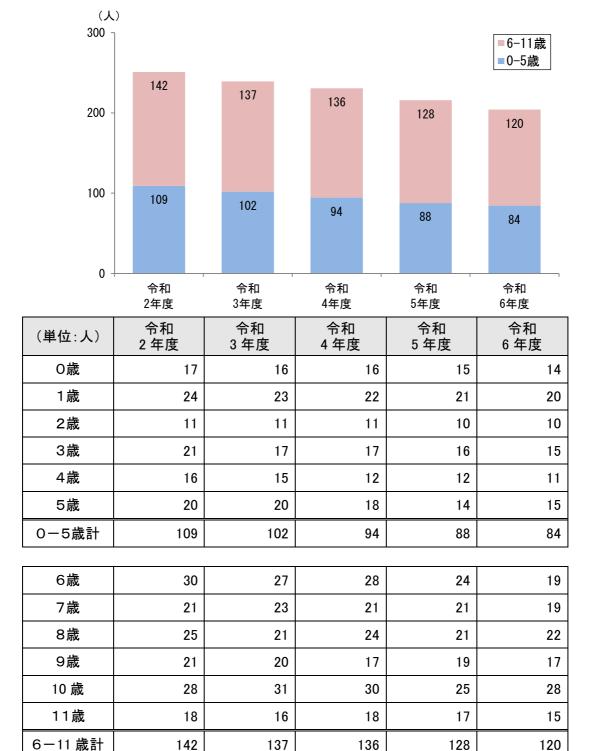
### (人) 50 40 30 20 10 3 3 3 3 3 0 令和 令和 令和 令和 令和 2年度 3年度 4年度 6年度 5年度 3号0歳

### ③保育(3号1・2歳)



### (3) 菟田野圏域

### ■計画期間における児童数の推移



<sup>※</sup>コーホート変化率法による推計値

251

合計

231

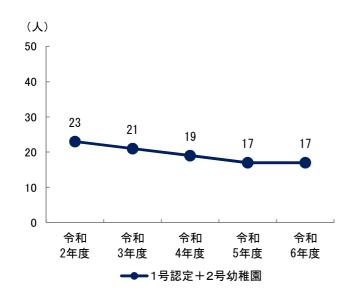
216

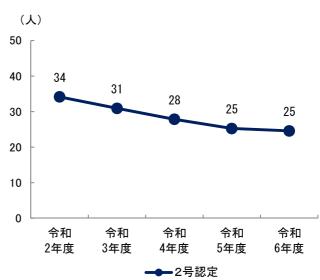
204

239

### ■ 特定教育・保育施設の見込み量

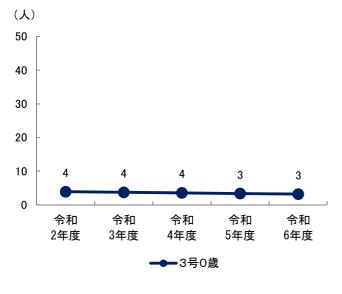
### ①教育(1号認定+2号幼稚園 3~5歳) ②保育(2号認定 3~5歳)

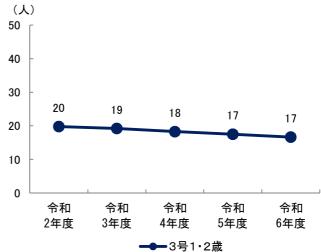




### ③保育(3号0歳)

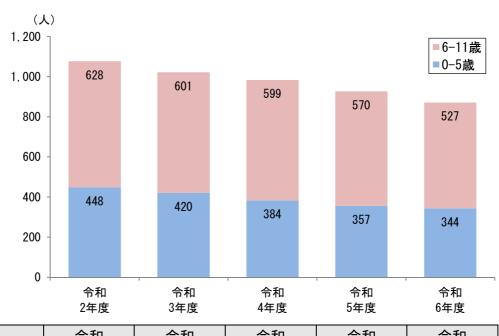
### ③保育(3号1·2歳)





### (4)榛原圏域

### ■計画期間における児童数の推移



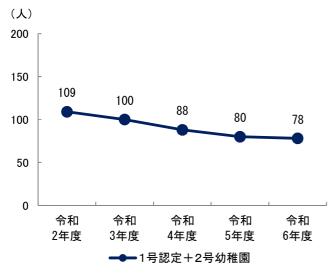
(単位:人)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
O歳	61	58	56	52	50
1歳	55	52	50	48	45
2歳	67	67	64	61	59
3歳	74	59	60	57	54
4歳	101	89	71	72	69
5歳	91	94	83	66	67
0-5歳計	448	420	384	357	344

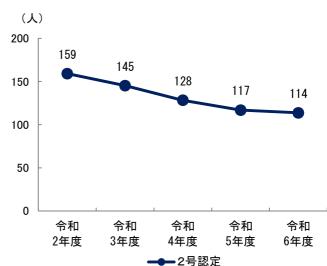
6歳	107	96	99	87	69
7歳	90	100	90	92	82
8歳	109	93	104	92	95
9歳	102	98	84	94	84
10 歳	96	107	104	89	99
11歳	123	106	119	115	98
6-11 歳計	628	601	599	570	527
合計	1,076	1,021	983	926	871

<sup>※</sup>コーホート変化率法による推計値

### ■ 特定教育・保育施設の見込み量

### ①教育(1号認定+2号幼稚園 3~5歳)②保育(2号認定 3~5歳)

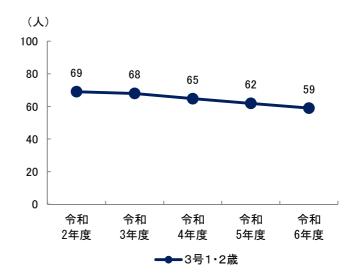




### ③保育(3号0歳)

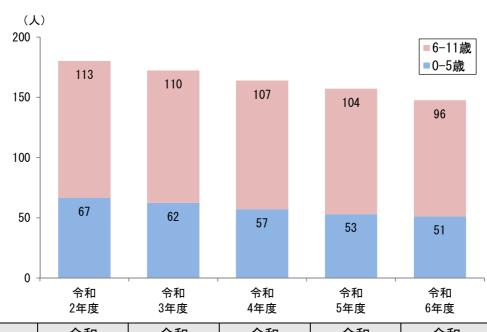
### (人) 100 80 60 40 14 13 12 12 11 20 0 令和 令和 令和 令和 令和 2年度 3年度 4年度 5年度 6年度 ---3号0歳

### ③保育(3号1・2歳)



### (5)室生圏域

### ■計画期間における児童数の推移



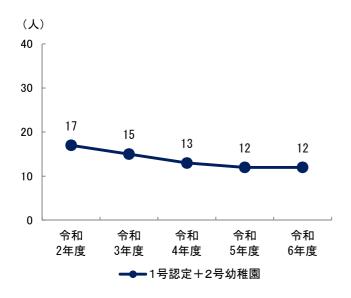
(単位:人)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
O歳	5	5	5	4	4
1歳	10	10	9	9	8
2歳	11	11	11	10	10
3歳	12	10	10	9	9
4歳	14	13	10	10	10
5歳	14	14	13	10	10
0-5歳計	67	62	57	53	51

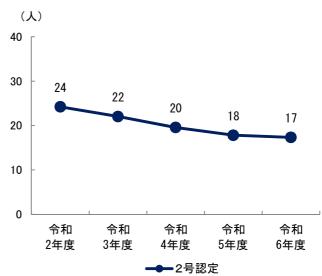
6歳	12	11	11	10	8
7歳	17	18	16	17	15
8歳	15	12	14	12	13
9歳	31	30	26	29	26
10 歳	18	20	19	16	18
11歳	21	18	21	20	17
6-11 歳計	113	110	107	104	96
合計	180	172	164	157	148

<sup>※</sup>コーホート変化率法による推計値

### ■ 特定教育・保育施設の見込み量

### ①教育(1号認定+2号幼稚園 3~5歳)②保育(2号認定 3~5歳)





### ③保育(3号0歳)

### (人) 20 15 10 5 1 1 1 0 令和 令和 令和 令和 令和 2年度 3年度 4年度 5年度 6年度 3号0歳

### ③保育(3号1・2歳)

